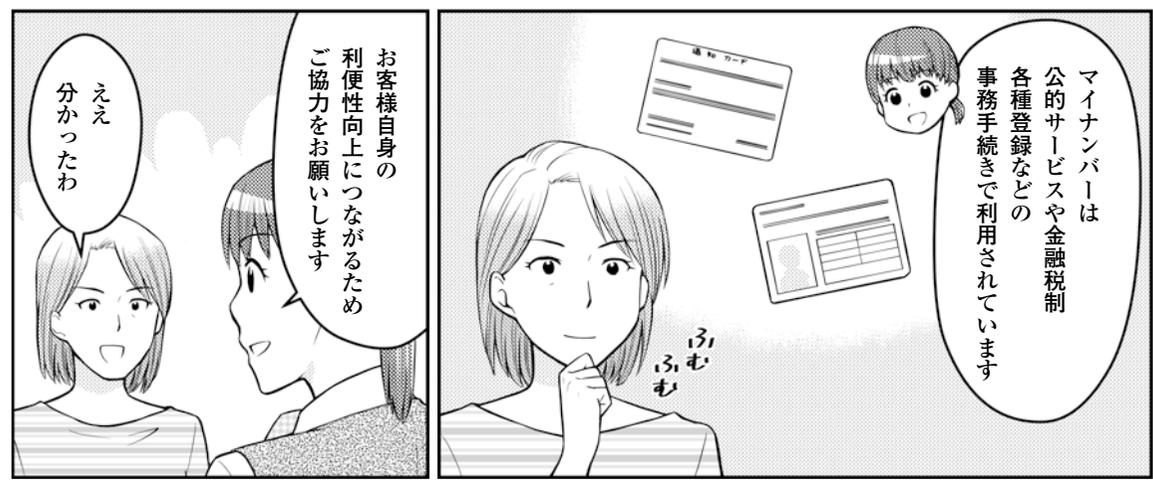
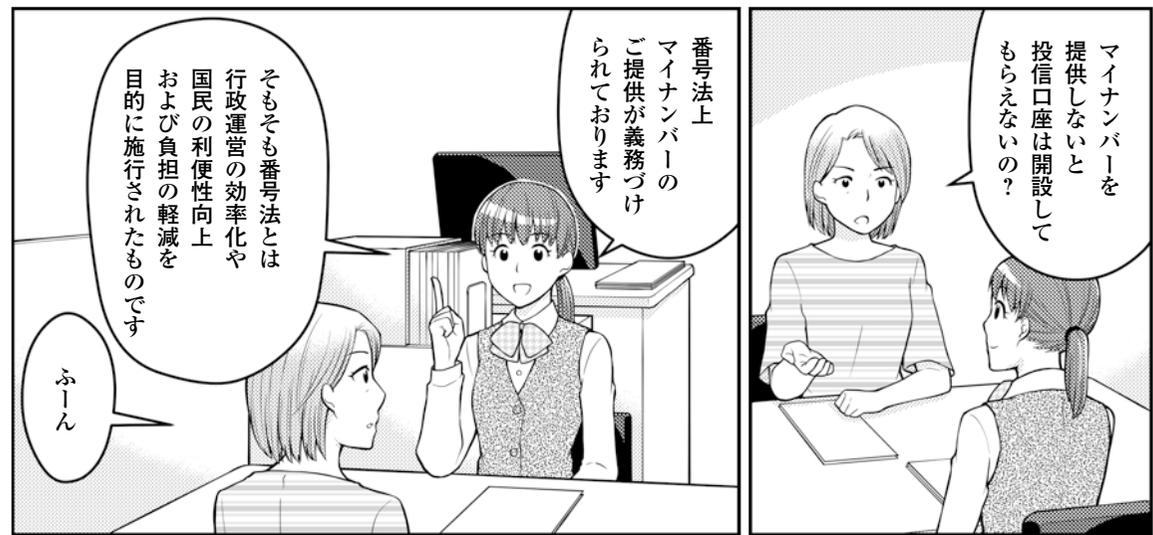


●投資信託編●

質問1 マイナンバーを提供しないと投資信託の口座は開設できないの？



マ イナンバーの提供に理解を示すお客様は多いのですが、中には嫌がってこのような質問をする人もいます。

その場合、番号法が行政運営の効率化や国民の利便性向上および負担の軽減を目的に施行され、公的サービスや金融税制、各種登録等の様々な場面で運営されている点を説明したうえで、お客様にマイナンバーの提供をお願いするとよいでしょう。

法令による義務であることだけに終始して提供を強要してしまうと、トラブルになるおそれがあります。

●税制メリットも説明する

特定口座（源泉徴収あり）の利用によって納税手続きを簡便にしたり、NISA口座を利用して非課税メリットを享受したりするには、マイナンバーの提供が必要です。このような税制メリットを受けるために必要な手続きである旨も説明すると、お客様の理解が得やすくなります。

質問2 預貯金口座での届出は任意なのに投資信託で義務なのはなぜ？



納 税に漏れが生じることのない制度運営をまっとうするため、公平な金融税制が構築されているといえます。公平性を強化した徴税という点から、マイナンバーの利用は投資信託でも預貯金でも同様に求められています。

ただし、番号法上、投資信託の取引に遅れてスタートした預貯金口座への付番は、実務上大きな負担を伴うことから、現状、お客様の届出は任意とされています。

の趣旨とともに、マイナンバーの取扱いについて特定個人情報として厳格に行う旨を伝えます。

また、将来的には預貯金口座についてもマイナンバーの提供が必須となる可能性があるため、自己庫との未永い取引とともにマイナンバーの提供を依頼するとよいでしょう。

質問3 マイナンバーなら後日届け出るから投資信託をすぐ開設してほしい



投 資信託の口座を開設する際に、お客様からマイナンバーを提供してもらえなくても、一般的には口座開設の手続きを行うことができます。

マイナンバーの提供について、お客様から「後日申告する」と言われた場合は、その理由を考慮したうえで口座開設の手続きを進めるとともに、各金融機関で設けられているマイナンバー未提供者向けの対応事務を遺漏なく行うことが必要です。

また、マイナンバーの提供方法として、窓口以外にスマートフォンアプリや郵送が可能です。後日、再来店を希望した場合は、再来店の日時を明確にして約束す

ることが重要です。前日には来店確認の電話をするといった配慮も行うとよいでしょう。

マイナンバーを提供してもらえらるまできちんとフォローすることで、お客様からの信頼にもつながります。丁寧に説明したり連絡を取ったりして、提供を促していくようにしましょう。

●番号法の趣旨も説明

投資信託の取引において、このような質問をしてきたお客様に対しては、金融税制の理解の程度を確認しながら、番号法により投資信託と預貯金の取扱いが異なることを説明します。マイナンバーの提供をお願いする際には、番号法

【1111】回答【1111】

番号法という法律により、投資信託の取引では届出が義務化されており、預金では任意と規定されているためです。ただし、投資信託でも預金でも適正・公平な税制が運営される観点でマイナンバーが利用されることに違いはありません。

●提供までフォローする

また、マイナンバーの提供方法として、窓口以外にスマートフォンアプリや郵送が可能です。後日、再来店を希望した場合は、再来店の日時を明確にして約束す

【1111】回答【1111】

投資信託の口座をすべくに開設することは可能です。再度、ご来店いただく以外に、スマートフォンで専用アプリをダウンロードしてマイナンバーをご提供いただく方法や郵送でご提供いただく方法もございますが、どちらにいたしますか。